

令和6年度歯科健診実施要項

公立学校共済組合青森支部

1 趣 旨

組合員（任意継続組合員を除く。以下同じ。）の生涯にわたる歯の喪失を防ぎ、健康の保持増進に資する。

2 対象者

令和7年3月31日現在において25歳・30歳・35歳・40歳・45歳・50歳・55歳・60歳・65歳の者で、受診日において、公立学校共済組合青森支部の組合員の者とする。

3 歯科健診実施機関

一般社団法人青森県歯科医師会の会員である医療機関（以下「歯科健診機関」という、別紙「歯科健診実施機関一覧表」のとおり。）とする。

4 検査項目

（1）問診

（2）歯の状況と歯周病の状況

- ① う歯の有無
- ② 補綴治療の必要がある欠損部位の有無
- ③ 歯肉の状況
- ④ 歯周ポケットの状況
- ⑤ 歯石の付着状況

（3）その他

- ① 歯列・咬合の状況
- ② 顎関節の状況
- ③ 口腔粘膜の状況
- ④ 口腔衛生状態

（4）ブラッシング指導

5 受診期間及び受診回数

令和6年6月から令和7年2月までとし、期限内に1回受診できるものとする。

6 受診の申込み

受診対象者で受診を希望する者（以下「受診者」という。）は受診通知書に記載の受診案内にしたがって、各自で歯科健診機関を選択し、受診の申込（予約）をするものとする。

- 7 予約期間
令和6年6月10日（月）から令和6年9月30日（月）までとする。
- 8 受診方法
予約した歯科健診機関の案内にしたがって受診するものとする。
- 9 受診の辞退及び日程変更等について
 - (1) 歯科健診の予約期限までに受診予約の手続きをしなかった場合は、今年度の受診を辞退したとみなすこととする。
 - (2) 予約した日程の変更は、受診者が歯科健診機関と交渉するものとする。
また、予約後に受診を辞退する場合には、受診者が歯科健診機関に連絡するものとする。
- 10 受診結果の通知
受診結果は歯科健診機関から受診者へ通知する。
- 11 健診料及び自己負担金等について
 - (1) 健診料
健診料については、公立学校共済組合青森支部が全額負担する。
 - (2) その他の経費
受診時の歯科健診機関までの往復交通費等は受診者の負担とする。
- 12 服務上の取扱い
受診者は所属する県又は市町村等の服務の取扱いに従うものとする。
- 13 その他
個人情報については、「公立学校共済組合個人情報保護方針」に基づき、厳重に保護するものとする。